

貨物概要

粉状木炭に助燃剤、凝結剤を加えて固形化した燃料で、長さ 5 cm、直径 5.5 cmの半円柱状のもの

分類

関税率表第 4402.90 号（統計番号 4402.90-099）の木炭

分類理由

粉状木炭を凝結させたもので、木炭と同様に燃料として用いられるものですので、上記のとおり分類されます。

木粉からなる混合物を成型した後に、炭化したものは関税率表第 4402.90 号（統計番号 4402.90-091）に分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）